○国土交通省令第七十九号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十四条及び第六十三条第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第四十九条の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項及び第五条の三第二項中「法第十五条第一項に規定する取引主任者」を「法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士」に改める。

第六条の二及び第六条の三を削る。

第十二条の見出し及び同条第一項中「宅地建物取引主任者資格試験合格者」を「宅地建物取引士資格試験合格者」に改める。

第十三条の十九第一項第二号イ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十三条の二十一第四号の表一の項の科目欄中「取引主任者制度」を「宅地建物取引士制度」に改め、同表一の項の内容欄イ中「取引主任者制度」を「宅地建物取引士制度」に改め、同欄ロ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十四条の二の見出し中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の五の見出し中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改める。

第十四条の九中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の十の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に、「取引主任者証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に改め、同条第二項及び第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第十四条の十一の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項第一号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第十四条の十二の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の十三の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第二項中「宅地建物取引士証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に、「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に改め、同条第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十四条の十四の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十四条の十五の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者は、取引主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは」を「宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として」に、「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同条第四項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は破損を」を「又は破損その他の事由を」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「汚損し、又は破損した」を「申請者が現に有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「取引主任者証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に、「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、都道府県が条例で当該再交付に係る手数料を定めているときは、当該手数料を納めなければならない。

第十四条の十六の見出し及び同条第一項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十五条の五の次に次の二条を加える。

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所）

第十五条の五の二　法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。以下この項において同じ。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二　宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲（以下この条、第十六条の五及び第十九条第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。）を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

三　他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

四　宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数）

第十五条の五の三　法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

第十六条の五第一項第一号中「法第十五条第一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十七条の二第一項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十九条第一項中「第六条の二」を「第十五条の五の二」に改め、同条第二項中「法第十五条第一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第三十一条中「法第十五条第一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第一号の（第三面）及び（第四面）中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考1④中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考5①中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第二号添付書類③中「取引主任者設置証明書」を「宅地建物取引士設置証明書」に、「第15条第1項」を「第31条の3第1項」に、「取引主任者の」を「宅地建物取引士の」に改め、同様式添付書類⑧及び同様式の備考⑨中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第三号の四の（第一面）及び（第四面）中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考1⑤中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考5④中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。